

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	若者の自立の実現 ・管理運営主体:国, 各都道府県 ・対象者:フリーター, 無業者等 ・主な施策 (1) 新卒者・既卒者の就職支援 ① ジョブサポーターの活用等:ハローワークに配置するジョブサポーターを増員し, 新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに, 高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。 ② 卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主に奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに, 全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め, 新卒者・既卒者の就職を支援する。 (2) フリーター等の正規雇用化の推進 ① ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し, 担当者制による個別支援を徹底する。 ② 職業経験, 技能, 知識の不足等により就職が困難な若年者等を一定期間(原則3か月)試行的に雇用する若年者等試行雇用制度(トライアル雇用)(1人月4万円, 最大3か月)を推進。 ③ フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する若年者等正規雇用化特別奨励金(トライアル雇用活用型)の拡充措置の活用等により, フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組みの推進を図る。 (3) 職業能力開発施策との連携 ① フリーターなどの正社員経験の少ない若者に対して, ジョブ・カード制度による職業能力開発の機会を提供し, 正社員への移行を促進。 ② ニートなどの若者の職業的自立を支援するため, 厚生労働省と地方自治体との協働により, 地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに, その拠点となる「地域若者サポートステーション」(サポステ)を設置し, 専門的な相談やネットワークを活用した適切な関関への誘導など, 多様な就労支援メニューを提供。 新卒未就業者への支援事業 ・管理運営主体:厚生労働省 (1) 新卒者就職実現プロジェクト ① 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し, その後正規雇用へ移行させる事業主に対し, 「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し, 新卒者の受入れに係る負担を軽減し, 採用インセンティブを高めるとともに, 正規雇用への移行の促進を図る。 ② 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 ③ ハローワークにおいて, 事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに, 卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を出し, 既卒者を正規雇用する事業主に対し, 奨励金を支給する。これにより, 既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図る。 (2) 新卒者企業実習推進事業(新卒インターンシップ事業) ① 学生が, 企業についてのイメージを持ち, 採用意欲の高い中小企業に目を向け, 応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう, 応募前に企業実習を行うことができる機会を設け, 中小企業と学生とのマッチングを促進する。 ② 対象者…卒業年次(それを超えて在学する者を含む)及び卒業後3年以内の既卒者 ③ 対象企業は, ハローワークに求人を提出している事業所。実習期間は10日程度。受入れ事業所に対して実習期間及び受入れ人数に応じて謝金を支給。
----	---

アメリカ	ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練) ・ 開始年月…1964年 ・ 管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・ 対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・ 具体的内容 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program) ・ 開始年月…1998年 ・ 管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・ 対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・ 具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	ワーク・プログラム ・ 開始年月…2011年6月 ・ 管理運営主体…ジョブセンタープラス ・ 対象者及び適用要件 18～24歳の若年者で、9か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。 ・ 具体的内容 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。 コネクションズ・サービス ・ 開始年月…2001年4月 ・ 管理運営主体 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。 ・ 対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・ 具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。その他、電話、電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し、地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。 なお2012年4月より、16歳以上の若者や成人に情報提供やガイダンスを行うNational Career Serviceの導入が予定されており、また13～16歳の児童に対しては教育機関が同種のサービス提供の責任を担うことになるとみられる。(2012年2月現在)

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	導入訓練(EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。 特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。 能力エージェンシー 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)が、特に不利な境遇にある若年者の社会的・職業的統合を改善するため導入したプログラム。ケースマネージャーが若年者の個々のニーズに対応、若年者と協議した上でどのような支援が必要かを決定、将来の選択肢に関する個別の長期計画を策定する。14～27歳の若年者の中で、学校から職業または職業訓練への移行に関する既存の制度の恩恵を受けていない、または自発的に支援サービスにアクセスしていない者を主な対象とする。 労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。
フランス	雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE) ※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。 ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 ・長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 ・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 社会生活参入契約(CIVIS) ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 ・対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所 労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」、日本:厚生労働省ウェブサイト、イギリス:教育省等ウェブサイト